

経 済 産 業 省

20220831資第7号  
令和4年9月21日

原子力規制委員会 殿

経済産業大臣

日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更  
許可に関する意見の聴取について（回答）

令和4年8月31日付け原規規発第2208314号により意見照会のあつた標記の件については、許可することに異存はない。

原規規発第 2208314 号  
令和 4 年 8 月 3 1 日

経済産業大臣 殿

原子力規制委員会  
(公印省略)

日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可に関する意見の聴取について

上記の件について、令和 3 年 4 月 2 8 日付け 2 0 2 1 再計発第 6 6 号 (令和 4 年 7 月 2 5 日付け 2 0 2 2 再計発第 1 1 3 号をもって一部補正) をもって、日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号) 第 5 1 条の 5 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり申請があった。

審査の結果、別紙のとおり同法第 5 1 条の 5 第 3 項において準用する同法第 5 1 条の 3 各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第 7 1 条第 2 項の規定に基づき、貴職の意見を求める。

(別紙)

日本原燃株式会社再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和3年4月28日付け2021再計発第66号（令和4年7月25日付け2022再計発第113号をもって一部補正）をもって、日本原燃株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第51条の5第1項の規定に基づき提出された再処理事業所廃棄物管理事業変更許可申請書に対する同条第3項において準用する法第51条の3各号に規定する基準への適合については以下のとおりである。

1. 法第51条の3第1号（技術的能力に係る部分に限る。）

添付のとおり、申請者には、本件事業を適確に遂行するに足りる技術的能力があると認められる。

2. 法第51条の3第1号（経理的基礎に係る部分に限る。）

本件申請については、工事を伴わず、追加の資金の調達が発生しないこと、また、事業遂行のための資金調達等については従来どおりで変更がないことから、申請者には本件事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められる。

3. 法第51条の3第2号

添付のとおり、本件申請に係る廃棄物管理施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。

4. 法第51条の3第3号

本件申請については、廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項に変更がないことから、法第51条の2第3項第7号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであると認められる。